

別 紙

所得税基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p><u>(12) 譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得(営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。)</u></p>	<p><u>(雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 同 左</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省 略</p> <p><u>(注) 事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。</u></p>	<p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じたと認められるものを除き、雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p>